

電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(第一種指定電気通信設備の基準等)</p> <p>第二十三条の二 法第三十三条第一項の指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 符号（電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」という。）を除く）、音響<u>音響若しくは影像の交換</u>纏若しくは交換又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 固定端末系伝送路設備を直接収容するもの（以下「第一種指定端末系交換等設備」という。）</p> <p>ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。）</p> <p>二 伝送路設備であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定市内交換局」という。）間に設置される伝送路設</p>	<p>(第一種指定電気通信設備の基準等)</p> <p>第二十三条の二 法第三十三条第一項の指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 符号（電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」という。）を除く）、音響<u>音響又は影像の交換若しくは纏集</u>又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 固定端末系伝送路設備を直接収容するもの（以下「第一種指定端末系交換等設備」という。）</p> <p>ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。）</p> <p>二 伝送路設備であつて次に掲げるもの</p> <p>イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定市内交換局」という。）間に設置される伝送路設</p>

備（以下「第一種指定市内伝送路設備」という。）

ロ 第一種指定市内交換局と、第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定中継交換局」という。）との間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。）

三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備

四 前二号に掲げるもののほか、交換等設備、伝送路設備又は端末設備であつて当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

第二十三条の三（略）

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 法第三十二条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

一 第一種指定端末系伝送路設備における、利用者の電気通信設備の側の箇所

二 第一種指定市内交換局に設置される主配線盤であつて次に掲げるもの

イ 電気信号の伝送に係るもの

ロ 光信号の伝送に係るもの

備（以下「第一種指定市内伝送路設備」という。）

ロ 第一種指定市内交換局と、第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定中継交換局」という。）との間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。）

三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備

四 前三号に掲げるもののほか、交換等設備、伝送路設備又は端末設備であつて当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

第二十三条の三（略）

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 法第三十二条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

一 第一種指定端末系伝送路設備における、利用者の電気通信設備の側の箇所

二 第一種指定市内交換局に設置される主配線盤であつて次に掲げるもの

イ 電気信号の伝送に係るもの

ロ 光信号の伝送に係るもの

三 第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における、第一種指定端末系伝送路設備の反対側の箇所

四 第一種指定市内交換局に設置されるインタフェース加入者モジュール（主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話役務の提供に用いられる設備を除くものをいう。）における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

五 第一種指定市内交換局において、第一種指定市内伝送路設備又は第一種指定中継系伝送路設備と第一種指定端末系交換等設備との間に設置される伝送装置

六 第一種指定市内交換局に設置される第一種指定端末系交換等設備における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

七 第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る主配線盤

八 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置

九 ~~第一種指定中継交換局に設置されるイーサネットスイッチ（イーサネットのフレームを交換するための電気通信設備をいう。）~~

十 ~~第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するため~~

三 第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における、第一種指定端末系伝送路設備の反対側の箇所

四 第一種指定市内交換局に設置されるインタフェース加入者モジュール（主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話役務の提供に用いられる設備を除くものをいう。）における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

五 第一種指定市内交換局において、第一種指定市内伝送路設備又は第一種指定中継系伝送路設備と第一種指定端末系交換等設備との間に設置される伝送装置

六 第一種指定市内交換局に設置される第一種指定端末系交換等設備における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所

七 第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る主配線盤

八 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置

九 ~~第一種指定中継交換局に設置されるルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備をいう。）~~

の電気通信設備をいう。)

十一 信号用中継交換機(信号の交換を行う設備をいう。)の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置

2・3 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

一〜十二 (略)

十三 イーサネットスイッチに於けるイーサネットのフレームを交換するための機能

十四 SIPサービス(IPアドレス(インターネットプロトコルによる通信を行うための電気通信設備を識別するために割り当てられる番号をいう。)の付与、電気通信業務の品質を分類し帯域を確保するための制御、インターネットプロトコルによるパケット伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う設備をいう。)によりセッション制御(呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切斷を制御することをいう。)を行うための機能

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

十一 信号用中継交換機(信号の交換を行う設備をいう。)の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置

2・3 (略)

(届出を要しない機能)

第二十四条の五 法第三十六条第一項の総務省令で定める機能は、次のとおりとする。

一〜十二 (略)

電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(用語)</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）及び第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 一般第一種指定收容ルータ 第二種指定端末系交換等設備に該当するルータであつて SIPサーバと連携してセッション制御の機能を提供するものをいう。</p> <p>五 一般第一種指定中継ルータ 第二種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて一般第一種指定收容ルータと相互に対向するものをいう。</p> <p>六 一般第一種指定ルータ 一般第一種指定收容ルータ及び一般第一種指定中継ルータをいう。</p> <p>七 特別第一種指定收容ルータ 第二種指定端末系交換等設備に該当するルータであつて一般第一種指定收容ルータ以外のものをいう。</p> <p>八 特別第一種指定中継ルータ 第二種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて一般第一種指定中継ルータ以外のものをいう。</p>	<p>(用語)</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）及び第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>一～三 (略)</p>

九 特別第一種指定ルータ 特別第二種指定収容ルータ及び特別第一種指定中継ルータをいう。

十 IP電話 インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役割をいう。

十一 閉門交換機 第一種指定中継交換機設備と他の電気通信事業者の電気通信設備とを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される第一種指定中継交換機であつて通信路を設定する機能、接続料の精算に係る情報を送信する機能及び発信者の電気通信番号を転送する機能を提供するものをいう。

十二 セルリレー装置 ATMデータ伝送方式(非同期転送モード)を用いてデータを伝送するための通信方式をいう。)によりセルを交換するための電気通信設備をいう。

十三・十四 (略)

第三条 (略)

(機能)

第四条 法第三十八条の二第三項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を次の表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分	内容	対象設備
一〜六 (略)		
六の二 ルータ	一般収容ルータ接続	他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種指定ルータ

四・五 (略)

第三条 (略)

(機能)

第四条 法第三十八条の二第三項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を次の表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分	内容	対象設備
一〜六 (略)		
六の二 ルータ及び 伝送機能	ルータ及び伝送路設備により通信の交換並びに伝	ルータ及び 当該ルータ

機能	連続ルータ インク伝 送機能	指定收容ルータ（専らI P電話の提供の用に供さ れるものを除く。）で接続 する場合における一般第 一種指定ルータ及び伝送 路設備により通信の交換 及び伝送を行う機能（S IPサーバと連携して提 供するセッション制御の 機能を除く。）	及び当該一 般第一種指 定ルータに 係る伝送路 設備又はS IPサーバ
	一般中継 ルータ接 続ルータ インク伝 送機能	他の電気通信事業者の電 気通信設備を一般第一種 指定中継ルータ（専らI P電話の提供の用に供さ れるものを除く。）で接続 する場合における一般第 一種指定ルータ及び伝送 路設備により通信の交換 及び伝送を行う機能	
	特別收容 ルータ接 続ルータ インク伝 送機能	他の電気通信事業者の電 気通信設備を特別第一種 指定收容ルータで接続す る場合における特別第一 種指定ルータ及び伝送路	特別第一種 指定ルータ 及び当該特 別第一種指 定ルータに

	送を行う機能	に係る伝送 路設備並び にこれと一 体として設 置される通 信路の設定 の機能を有 する電気通 信設備（交 換設備を除 く）
--	--------	--

	<p>特別中継 ルータ接続 ルータ接続 機能</p>	<p>設備により通信の交換及び び伝送を行う機能</p> <p>他の電気通信事業者の電 気通信設備を特別第一種 指定中継ルータで接続す る場合における特別第一 種指定ルータ及び伝送路 設備により通信の交換及 び伝送を行う機能</p>	<p>係る伝送路 設備並びに これと一体 として設置 される通信 路の設定の 機能を有す る電気通信 設備（交換 設備を除 く）</p>
	<p>閉門交換 機接続ル ータイン ク伝送機 能</p>	<p>他の電気通信事業者の電 気通信設備を閉門交換機 で接続する場合における 一般第一種指定ルータ及 び伝送路設備により通信 の交換及び伝送を行う機 能</p>	<p>一般第一種 指定ルータ 及び当該一 般第一種指 定ルータに 係る伝送路 設備（IP 電話を提供 するために パケット交 換網と固定 電話網との 間の接続制</p>

			御を行った めの装置及 び符号等を 変換するた めの装置並 びにSIP サーバ
六の三	インターネット トランスポート 伝送機能	インターネットスイッチ及 び伝送路設備により通信 路の設定及び伝送を行う 機能	インターネッ トスイッチ 及び当該イ ンターネッ トスイッチに 係る伝送路 設備
七 (略)			
七の二	セルリ ー装置	セルリ ー装置及び伝送 路設備により通信路の設 定及び伝送を行う機能	セルリ ー装置及び当 該セルリ ー装置に係 る伝送路設 備
八十四 (略)			

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日までの間は、適用しない。

- 一 第四条の表六の二の項（特別收容ルータ接続ルータリング伝送機能に係る部分を除く。）の改正規定 平成二十一年三月三十一日
- 二 第四条の表六の二の項の次に一項を加える改正規定 平成二十二年三月三十一日

(検討)

第二条 総務大臣は、この省令の施行後における接続料の原価算定に必要な配賦基準に関する状況及び第四条に規定する機能の利用の動向等を勘察し、必要があると認めるときは、この省令による改正後の接続料規則について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

